

様式 1

申請に対する処分に係る審査基準及び標準処理期間

処 分 の 名 称		地区計画等の区域における建築物の各部分の高さに関する制限の適用除外に係る認定
根拠条例・規則等名		建築基準法(昭和25年法律第201号)
条 項		第68条の5の5第2項
所 管 部 課		建設局 建築部 建築行政課(048-829-1533)
審 査 基 準	基 準 (未設定の場合はその理由)	大宮南銀座地区(第1工区)地区計画区域内における建築基準法第68条の5の5の規定に基づく緩和認定の運用基準 (令和3年4月1日より運用)
	設定等年月日	平成15年1月1日設定 令和3年4月1日最終改正
標 準 処 理 期 間	期 間 (未設定の場合はその理由)	30日
	設定等年月日	平成15年1月1日設定 平成 年 月 日最終改正
備 考		